

普及促進策について（案）

1 札幌版次世代住宅基準の目指すレベルについて

【新築】

2020年において最低でもベーシックレベル以上とし、合わせて可能な限りスタンダードレベル以上の普及を図る。

- ・札幌市温暖化対策ビジョンの長期的な目標（2050年までにCO2排出量80%削減）を考慮し、2030年までに新築の100%をゼロエミッション住宅にすることを視野に入れ、ハイレベル・トップランナーレベルについても今から検討しなければならない。将来的に、施工技術の安定、材料の価格低下を見ながら普及を図る。
- ・札幌市温暖化対策ビジョンによる中期的な目標（2020年までにCO2排出量25%削減）に関しては、ベーシックレベルの普及で目標達成が可能であるが、下記の割合の普及を目標とする。

2020年時点における割合

ベーシック	スタンダード	ハイ&トップランナー
60%	30%	10%

【改修】

ストックが膨大なため、費用対効果を考慮し現状から1つ或いは2つランクアップしたレベルとしてベーシックレベルを標準とし、可能であればスタンダードレベルを目指した普及を図る。

ただし、法的な制限を受ける場合は内断熟を考慮する。

2 性能表示制度について

(1) これまでの議論の整理

札幌版次世代住宅基準の普及には、ラベリングによる住宅性能の見える化が必要

【ラベリングのメリット（第1回会議より）】

種別	立場	効果	メリット
戸建住宅	住まい手	住宅性能の信頼性	資産価値、意識の向上
	づくり手	施工技術の信頼性	適切なコスト請求
賃貸住宅	貸し手	住宅性能の信頼性	賃貸付加価値の向上
	借り手	入居時の安心感	暖房消費量の把握

(2) ラベリングの方向性

市民の視点で、分かりやすく比較しやすいものを目指す。また、作り手の視点で、商品価値の向上を目指す。2011 年度に制度検討、2012 年に制度開始のイメージ。

ラベリングの表示内容

- ・ 熱損失係数
- ・ 暖房負荷量 or 全エネルギー負荷
- ・ 年間灯油使用量の目安

札幌版次世代住宅基準
(例) スタンダードレベル

熱損失係数：1.0W/(m²・k)
暖房負荷量：45 kWh/(m²・年)

ラベリングの活用 (良好なストックの形成)

戸建住宅に加え、賃貸住宅についても検討する。

- ・ 新築住宅については、ラベリングの義務化を図る。
- ・ 既存住宅については、希望により改修時等にラベリングを付与する。(任意)
- ・ ラベリングにより、資産価値の向上と住宅市場の活性化を図る。

(3) ラベリング事例

- ・ 住宅関係の省エネ表示ラベル …… [参考資料1]
- ・ 建材の性能表示制度 …… [参考資料2]
- ・ ドイツのエネルギーパス …… [参考資料3]

住宅関係の性能表示ラベル [参考資料1]

	ラベル	
第三者評価 (登録建築物調査機関 による評価)	<p>住宅省エネラベル 戸建 総合省エネ基準:適 断熱性能基準:適 登録建築物調査機関評価/平成 年度</p>	<p>住宅省エネラベル 戸建 総合省エネ基準:適 断熱性能基準:一 登録建築物調査機関評価/平成 年度</p>
自己評価 (建築主等が自ら評価)	<p>住宅省エネラベル 戸建 総合省エネ基準:適 断熱性能基準:適 自己評価 / 平成 年度</p>	<p>住宅省エネラベル 戸建 総合省エネ基準:適 断熱性能基準:一 自己評価 / 平成 年度</p>
<p>・ 総合省エネ基準とは：「住宅事業建築主の判断の基準」 (給湯器や空気調和設備等の設備の効率性についても総合的に評価し、「省エネ対策等級 4」の住宅よりも一次エネルギー消費量が概ね 10%削減)</p> <p>・ 断熱性能基準とは：「次世代省エネ基準 (H11 年基準)」に適合</p>		

建材の性能表示制度 [参考資料2]

窓(わかり易さを考慮し2011年4月1日より窓表示へ一本化)

等級記号	表示区分	ラベル
	U値 2.33	
	2.33 < U値 3.49	
	3.49 < U値 4.65	
	4.65 < U値	

U値: 熱貫流率($W/m^2 \cdot K$)

ガラス(2011年4月1日より窓表示へ一本化)

等級記号	表示区分	ラベル
	U値 2.33	
	2.33 < U値 2.70	
	2.70 < U値 4.00	
	4.00 < U値	

サッシ(2011年4月1日より窓表示へ一本化)

等級記号	表示区分	ラベル
	木製、プラスチック製又は木若しくはプラスチックと金属との複合材料製のもの	
	金属製熱遮断構造のもの	
	金属製のもの(複層ガラス用)	
	金属製のもの(単板ガラス用)	

ENERGIEAUSWEIS

für Wohngebäude

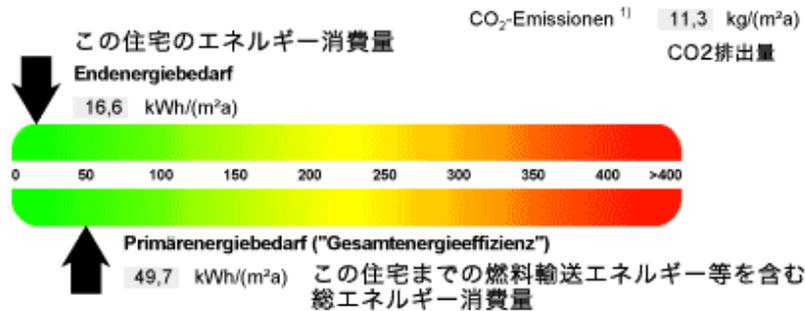
gemäß den §§ 16 ff. Energieeinsparverordnung (EnEV)

エネルギーパス (住宅用)

Berechneter Energiebedarf des Gebäudes 算出されたエネルギー消費量

2

Energiebedarf エネルギー消費量 (1年あたり)



Nachweis der Einhaltung des § 3 oder § 9 Abs. 1 der EnEV ²⁾

Primärenergiebedarf

Gebäude Ist-Wert **実測値** 49,7 kWh/(m²a)
EnEV-Anforderungswert **要求値** 112,3 kWh/(m²a)

Energetische Qualität der Gebäudehülle

Gebäude Ist-Wert H_f' **実測値** 0,38 W/(m²K)
EnEV-Anforderungswert H_f' **要求値** 0,59 W/(m²K)

Endenergiebedarf

Energieträger	Jährlicher Endenergiebedarf in kWh/(m ² a) für			Gesamt in kWh/(m ² a)
	Heizung	Warmwasser	Hilfsgeräte ³⁾	
Strom-Mix	10,7	2,5	3,4	16,6

Sonstige Angaben その他の構造

Einsetzbarkeit alternativer Energieversorgungssysteme

nach § 5 EnEV vor Baubeginn berücksichtigt

Alternative Energieversorgungssysteme werden genutzt für:

Heizung Warmwasser
 Lüftung Kühlung

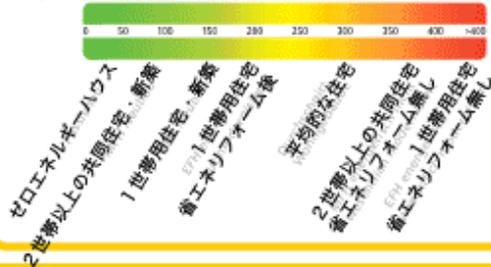
Lüftungskonzept

Die Lüftung erfolgt durch:

Fensterlüftung Schachtlüftung
 Lüftungsanlage ohne Wärmerückgewinnung
 Lüftungsanlage mit Wärmerückgewinnung

Vergleichswerte Endenergiebedarf

エネルギー消費量の比較



Erläuterungen zum Berechnungsverfahren

Das verwendete Berechnungsverfahren ist durch die Energieeinsparverordnung vorgegeben. Insbesondere wegen standardisierter Randbedingungen erlauben die angegebenen Werte keine Rückschlüsse auf den tatsächlichen Energieverbrauch. Die ausgewiesenen Bedarfsverle sind spezifische Werte nach der EnEV pro Quadratmeter Gebäudenutzfläche (A_n).

¹⁾ freiwillige Angabe

²⁾ nur in den Fällen des Neubaus und der Modernisierung auszufüllen

³⁾ ggf. einschließlich Kühlung

⁴⁾ EFH-Einfamilienhäuser, MFH-Mehrfamilienhäuser

- ・ 建物が1年間に必要とするエネルギー量を一目で分かるようにしたもの
 - ・ 等級は9ランク：A (15kwh/m²/年) 最も良い～I (400kwh/m²/年) 最も悪い
- 今川氏より情報提供